

	旧	新	摘要
	<p style="text-align: center;"><u>座間市土木工事共通仕様書</u></p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">平成 25 年 4 月 平成30年7月改正</p> <p style="text-align: center;"><u>総務部契約検査課</u></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;">    </div>	<p style="text-align: center;"><u>座間市土木工事共通仕様書</u></p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">平成 25 年 4 月 平成30年7月改正 令和3年8月改正</p> <p style="text-align: center;"><u>総務部契約検査課</u></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;">    </div>	追加

座間市土木工事共通仕様書（令和3年度7月版） 新旧対照表

新頁	旧	新	摘要
	目次	目次	
	第1編 共通編..... 1	第1編 共通編..... 1	
	第1章 総則1	第1章 総則 1	
	第1節 総則1	第1節 総則 1	
	1-1-1-1 適用 1	1-1-1-1 適用..... 1	
	1-1-1-2 用語の定義 1	1-1-1-2 用語の定義 1	
	1-1-1-3 設計図書の照査等 5	1-1-1-3 設計図書の照査等..... 5	
	1-1-1-4 施工計画書6	1-1-1-4 施工計画書..... 6	
	1-1-1-5 コリンズ（CORINS）への登録6	1-1-1-5 コリンズ（CORINS）への登録..... 6	
	1-1-1-6 監督員..... 6	1-1-1-6 監督員..... 7	
	1-1-1-7 工事用地等の使用7	1-1-1-7 工事用地等の使用..... 7	
	1-1-1-8 工事着手7	1-1-1-8 工事着手..... 7	
	1-1-1-9 工事の下請負7	1-1-1-9 工事の下請負..... 8	
	1-1-1-10 施工体制台帳8	1-1-1-10 施工体制台帳..... 8	
	1-1-1-11 請負者相互の協力8	1-1-1-11 請負者発注者間の情報共有..... 8	条文追加
	1-1-1-12 調査・試験に対する協力.....8	1-1-1-12 請負者相互の協力..... 8	条番号（修正）
	1-1-1-13 工事の一時中止9	1-1-1-13 調査・試験に対する協力..... 8	条番号（修正）
	1-1-1-14 設計図書の変更10	1-1-1-14 工事の一時中止 9	条番号（修正）
	1-1-1-15 工期変更10	1-1-1-15 設計図書の変更10	条番号（修正）
	1-1-1-16 支給材料及び貸与品.....11	1-1-1-16 工期変更.....10	条番号（修正）
	1-1-1-17 工事現場発生品.....11	1-1-1-17 支給材料及び貸与品.....11	条番号（修正）
	1-1-1-18 建設副産物.....12	1-1-1-17 工事現場発生品12	条番号（修正）
	1-1-1-19 工事完成図.....13	1-1-1-18 建設副産物12	条番号（修正）
	1-1-1-20 工事完成検査.....13	1-1-1-19 工事完成図13	条番号（修正）
	1-1-1-21 既済部分検査等.....14	1-1-1-20 工事完成検査13	条番号（修正）
	1-1-1-22 部分使用15	1-1-1-21 既済部分検査等14	条番号（修正）
	1-1-1-23 施工管理15	1-1-1-22 部分使用.....15	条番号（修正）
	1-1-1-24 履行報告16	1-1-1-23 施工管理.....15	条番号（修正）
	1-1-1-25 工事関係者に対する措置請求17	1-1-1-24 履行報告.....17	条番号（修正）
	1-1-1-26 工事中の安全確保17	1-1-1-25 工事関係者に対する措置請求.....17	条番号（修正）
		1-1-1-26 工事中の安全確保.....18	条番号（修正）
		1-1-1-27 工事中の安全確保.....18	条番号（修正）

座間市土木工事共通仕様書（令和3年度7月版） 新旧対照表

1-1-1-27 爆発及び火災の防止19	1-1-1-28 爆発及び火災の防止 20	条番号 (修正)
1-1-1-28 後片付け20	1-1-1-29 後片付け 20	条番号 (修正)
1-1-1-29 事故報告書20	1-1-1-30 事故報告書..... 21	条番号 (修正)
1-1-1-30 環境対策20	1-1-1-31 環境対策 21	条番号 (修正)
1-1-1-31 文化財の保護24	1-1-1-32 文化財の保護..... 24	条番号 (修正)
1-1-1-32 交通安全管理24	1-1-1-33 交通安全管理..... 25	条番号 (修正)
1-1-1-33 施設管理26	1-1-1-34 施設管理 27	条番号 (修正)
1-1-1-34 諸法令の遵守26	1-1-1-35 諸法令の遵守 27	条番号 (修正)
1-1-1-35 官公庁等への手続等29	1-1-1-36 官公庁等への手続等..... 30	条番号 (修正)
1-1-1-36 施工時期及び施工時間の変更30	1-1-1-37 施工時期及び施工時間の変更..... 31	条番号 (修正)
1-1-1-37 工事測量30	1-1-1-38 工事測量 31	条番号 (修正)
1-1-1-38 不可抗力による損害31	1-1-1-39 不可抗力による損害..... 32	条番号 (修正)
1-1-1-39 特許権等31	1-1-1-40 特許権等 32	条番号 (修正)
1-1-1-40 保険の付保及び事故の補償32	1-1-1-41 保険の付保及び事故の補償..... 33	条番号 (修正)
1-1-1-41 臨機の措置32	1-1-1-42 臨機の措置..... 33	条番号 (修正)
第2章土工、第3章 無筋・鉄筋コンクリート.....32	第2章 土工、第3章 無筋・鉄筋コンクリート 33	
第2編 材料編.....33	第2編 材料編..... 33	
第3編 土木工事共通編.....33	第3編 土木工事共通編 34	
第1章 総則33	第1章 総則 34	
第1節 総則33	第1節 総則 34	
3-1-1-4 支給材料及び貸与物件.....33	3-1-1-4 支給材料及び貸与物件 34	
3-1-1-8 工事完成図書の納品.....33	3-1-1-8 工事完成図書の納品 34	
3-1-1-9 請負代金の支払いを伴わない工事検査.....33	3-1-1-9 請負代金の支払いを伴わない工事検査 34	
3-1-1-14 提出書類.....33	3-1-1-14 提出書類 34	
第2章 一般施工33	第2章 一般施行..... 34	
第3節 共通的工種34	第3節 共通的工種..... 35	
3-2-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）34	3-2-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し） 35	
3-2-3-25 銘板工.....34	3-2-3-25 銘板工..... 35	
第4編 河川編から第7編 ダム編.....35	第4編 河川編から第7編 ダム編 36	
第8編 道路編.....35	第8編 道路編..... 36	
第6章 トンネル（NATM）35	第6章 トンネル（NATM） 36	
第8節 坑門工35	第8節 坑門工..... 36	
8-6-8-6 銘板工35	8-6-8-6 銘板工..... 36	

	第1編共通編 第1章 総則	第1編共通編 第1章 総則	
P1	<p>第1節 総則</p> <p>1-1-1-1 適用</p> <p>1. 適用工事</p> <p>土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、座間市が発注する土木工事その他これらに類する工事(以下「工事」という。)に係る、工事請負契約書(以下「契約書」という。)及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p>共通仕様書は、神奈川県土木工事共通仕様書（平成28年4月改正版）を準用し、一部の内容については次のとおりとする。</p>	<p>第1節 総則</p> <p>1-1-1-1 適用</p> <p>1.適用工事</p> <p>土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、座間市が発注する土木工事その他これらに類する工事(以下「工事」という。)に係る、工事請負契約書(以下「契約書」という。)及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p>共通仕様書は、神奈川県土木工事共通仕様書（令和3年4月改正版）を準用し、一部の内容については次のとおりとする。</p>	適用月変更
P2	<p>4. 設計図書間の不整合</p> <p>特記仕様書、図面、工事数量総括表の間に相違がある場合、または図面からの読み取りと図面に書かれ</p>	<p>4. 設計図書間の不整合</p> <p>特記仕様書、契約図面、工事数量総括表の間に相違がある場合、または契約図面からの読み取りと契約図面に書かれ</p>	契約追加修正
	<p>7. 現場説明書</p> <p>現場説明書とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。</p>	<p>7.契約図面</p> <p>契約図面とは契約時に設計図書の一部として、契約書に添付されている図面をいう。</p>	追加
	<p>8. 質問回答書</p> <p>質問回答書とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する書面をいう。</p>	<p>8 現場説明書</p> <p>現場説明書とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。</p>	条番号（修正）
	<p>9. 図面</p> <p>図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図等をいう。</p> <p>なお、設計図書に基づき監督員が請負者に指示した図面及び請負者が提出し、監督員が書面により承諾した図面を含むものとする。</p>	<p>9.質問回答書</p> <p>質問回答書とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する書面をいう。</p>	条番号（修正）
	<p>10.工事数量総括表</p> <p>工事数量総括表とは、工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。</p>	<p>10.図面</p> <p>図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図等をいう。</p> <p>なお、設計図書に基づき監督員が請負者に指示した図面及び請負者が提出し、監督員が書面により承諾した図面を含むものとする。</p>	条番号（修正）
	<p>11.指示</p> <p>指示とは、契約図書の定めに基づき、監督員が請負者に対し、工事の施工上必要な事</p>	<p>11.工事数量総括表</p> <p>工事数量総括表とは、工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。</p>	条番号（修正）
		<p>12.指示</p>	条番号（修正）

<p>P2</p>	<p>項について書面により示し、実施させることをいう。</p> <p>12.承諾 承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員または請負者が書面により同意することをいう。</p> <p>13.協議 協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督員と請負者が</p>	<p>指示とは、契約図書の定めに基づき、監督員が請負者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。</p> <p>13.承諾 承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員または請負者が書面により同意することをいう。</p> <p>14.協議 協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督員と請負者が</p>	<p>条番号（修正）</p> <p>条番号（修正）</p>
<p>P3</p>	<p>対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。</p> <p>14.提出 提出とは、監督員が請負者に対し、または請負者が監督員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。</p> <p>15.提示 提示とは、監督員が請負者に対し、または請負者が監督員または検査員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。</p> <p>16.報告 報告とは、請負者が監督員に対し、工事の状況または結果について書面により知らせることをいう。</p> <p>17.通知 通知とは、発注者または監督員と請負者または現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。</p> <p>18.連絡 連絡とは、監督員と請負者または現場代理人の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。 なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</p> <p>19.納品 納品とは、請負者が監督員に工事完成時に成果品を納めることをいう。</p> <p>20.電子納品 電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。</p> <p>21.書面 書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、現場代理人、監理（主任）技術者及び監督員の氏名並びに連絡先（電話番号）を記載した場合は、署名又は押印を省略することができる。</p> <p>22.工事写真</p>	<p>対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。</p> <p>15.提出 提出とは、監督員が請負者に対し、または請負者が監督員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。</p> <p>16.提示 提示とは、監督員が請負者に対し、または請負者が監督員または検査員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。</p> <p>17.報告 報告とは、請負者が監督員に対し、工事の状況または結果について書面により知らせることをいう。</p> <p>18.通知 通知とは、発注者または監督員と請負者または現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。</p> <p>19.連絡 連絡とは、監督員と請負者または現場代理人の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。 なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</p> <p>20.納品 納品とは、請負者が監督員に工事完成時に成果品を納めることをいう。</p> <p>21.電子納品 電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。</p> <p>22.書面 書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、現場代理人、監理（主任）技術者及び監督員の氏名並びに連絡先（電話番号）を記載した場合は、署名又は押印を省略することができる。</p>	<p>条番号（修正）</p> <p>条番号（修正）</p> <p>条番号（修正）</p> <p>条番号（修正）</p> <p>条番号（修正）</p> <p>条番号（修正）</p> <p>条番号（修正）</p> <p>追加</p>

<p>P5</p>	<p>同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質または特記仕様書に指定がない場合、監督員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質または、監督員の承諾した品質をいう。 なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、請負者の負担とする。</p> <p>34.工期 工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。</p> <p>35.工事開始日 工事開始日とは、工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。</p> <p>36.工事着手 工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含み工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。</p> <p>37.工事 工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。</p> <p>38.本体工事 本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。</p> <p>39.仮設工事 仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。</p> <p>40.工事区域 工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地または水面の区域をいう。</p> <p>41.現場 現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。</p> <p>42.SI SIとは、国際単位系をいう。</p> <p>43.現場発生品 現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。</p>	<p>34.同等以上の品質 同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質または特記仕様書に指定がない場合、監督員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質または、監督員の承諾した品質をいう。 なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、請負者の負担とする。</p> <p>35.工期 工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。</p> <p>36.工事開始日 工事開始日とは、工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。</p> <p>37.工事着手 工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含み工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。</p> <p>38.準備期間 準備期間とは、工事開始日から本体工事または仮設工事の着手までの期間をいう。</p> <p>39.工事 工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。</p> <p>40.本体工事 本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。</p> <p>41.仮設工事 仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。</p> <p>42.工事区域 工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地または水面の区域をいう。</p> <p>43.現場 現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。</p> <p>44.SI SIとは、国際単位系をいう。</p> <p>45.現場発生品 現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有</p>	<p>条番号（修正）</p> <p>条番号（修正）</p> <p>条番号（修正）</p> <p>条番号（修正）</p> <p>追加 条番号（修正）</p> <p>条番号（修正）</p> <p>条番号（修正）</p> <p>条番号（修正）</p> <p>条番号（修正）</p> <p>条番号（修正）</p> <p>条番号（修正）</p> <p>条番号（修正）</p>
-----------	--	---	---

<p>P6</p>	<p>44.JIS 規格 JIS 規格とは、日本工業規格をいう。 1-1-1-3 設計図書の照査等 1.図面原図の貸与 請負者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、請負者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、請負者が備えなければならない。 2.設計図書の照査 請負者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。 なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、請負者は、監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。 3.契約図書等の使用制限 請負者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。 1-1-1-4 施工計画書 1.一般事項 請負者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。 請負者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。 この場合、請負者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、請負者は維持工事等簡易な工事においては監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。</p>	<p>権は発注者に帰属する。 46.JIS 規格 JIS 規格とは、日本産業規格をいう。 1-1-1-3 設計図書の照査等 1.図面原図の貸与 請負者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、請負者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、請負者が備えなければならない。 2.設計図書の照査 請負者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。 なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、請負者は、監督員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。 ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、監督員からの指示によるものとする。 3.契約図書等の使用制限 請負者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。 1-1-1-4 施工計画書 1.一般事項 請負者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。 請負者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。 この場合、請負者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、請負者は維持工事等簡易な工事においては監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。</p>	<p>条番号（修正） 名称変更 削除 文字（修正） 追加 追加 修正</p>
-----------	--	--	--

<p>P8</p> <p>P9</p> <p>P10</p>	<p>1-1-1-11 請負者相互の協力</p> <p>1-1-1-12 調査・試験に対する協力</p> <p>1-1-1-13 工事の一時中止</p> <p>1. 一般事項</p> <p>発注者は、契約書第 20 条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ請負者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。</p> <p>なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第 1 編 1-1-1-41 臨機の措置により、請負者は、適切に対応しなければならない。</p> <p>1-1-1-14 設計図書の変更</p> <p>1-1-1-15 工期変更</p> <p>1. 一般事項</p> <p>契約書第 15 条第 7 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 5 項、第 19 条、第 20 条第 3 項、第 21 条及び第 43 条第 2 項の規定に基づく工期の変更について、契約書第 23 条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と請負者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督員はその結果を請負者に通知するものとする。</p> <p>2. 設計図書の変更等</p> <p>請負者は、契約書第 18 条第 5 項及び第 19 条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。</p>	<p>1-1-1-11 請負者発注者間の情報共有</p> <p>請負者発注者間の設計思想の伝達及び情報共有を図るため、契約図書に定めのある場合は、</p> <p>設計者、請負者、発注者が一堂に会する会議を施工者が設計図書の照査を実施した後及びその他必要に応じて開催するものとする。なお開催の詳細については、特記仕様書の定によるものとする。</p> <p>1-1-1-12 請負者相互の協力</p> <p>1-1-1-13 調査・試験に対する協力</p> <p>1-1-1-14 工事の一時中止</p> <p>1. 一般事項</p> <p>発注者は、契約書第 20 条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ請負者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。</p> <p>なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第 1 編 1-1-1-42 臨機の措置により、請負者は、適切に対応しなければならない。</p> <p>1-1-1-15 設計図書の変更</p> <p>1-1-1-16 工期変更</p> <p>1. 一般事項</p> <p>契約書第 15 条第 7 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 5 項、第 19 条、第 20 条第 3 項、第 22 条及び第 44 条第 2 項の規定に基づく工期の変更について、契約書第 24 条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と請負者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督員はその結果を請負者に通知するものとする。</p> <p>2. 設計図書の変更等</p> <p>請負者は、契約書第 18 条第 5 項及び第 19 条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに</p>	<p>条文追加</p> <p>条番号（修正）</p> <p>条番号（修正）</p> <p>条番号（修正）</p> <p>条番号（修正）</p> <p>条番号（修正）</p> <p>条番号（修正）</p> <p>条番号（修正）</p> <p>条番号（修正）</p> <p>条番号（修正）</p>
--------------------------------	---	---	--

<p>P11</p> <p>P12</p> <p>P13</p> <p>P14</p>	<p>3. 工事の一時中止</p> <p>請負者は、契約書第 20 条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>4. 工期の延長</p> <p>請負者は、契約書第 21 条に基づき工期の延長を求める場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>5. 工期の短縮</p> <p>請負者は、契約書第 22 条第 1 項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>1-1-1-16 支給材料及び貸与品</p> <p>1-1-1-17 工事現場発生品</p> <p>1-1-1-18 建設副産物</p> <p>9. 建設廃棄物の取扱及び建設副産物の実態調査</p> <p>座間市公共工事共通取扱書第 2 章第 1 節共通仕様（3）建設廃棄物の取扱及び建設副産物の実態調査に係る仕様書による。</p> <p>1-1-1-19 工事完成図</p> <p>1-1-1-20 工事完成検査</p> <p>1. 工事完成通知書の提出</p> <p>請負者は、契約書第 31 条及び座間市契約規則第 79 条の規定に基づき、工事完成届を監督員に提出しなければならない。</p> <p>6. 修補の期間</p>	<p>工期変更に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>3. 工事の一時中止</p> <p>請負者は、契約書第 20 条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>4. 工期の延長</p> <p>請負者は、契約書第 22 条に基づき工期の延長を求める場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>5. 工期の短縮</p> <p>請負者は、契約書第 23 条第 1 項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>1-1-1-17 支給材料及び貸与品</p> <p>1-1-1-18 工事現場発生品</p> <p>1-1-1-19 建設副産物</p> <p>9. 建設副産物情報交換システム</p> <p>請負者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。</p> <p>なお出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督員と協議しなければならない。</p> <p>1-1-1-20 工事完成図</p> <p>1-1-1-21 工事完成検査</p> <p>1. 工事完成通知書の提出</p> <p>請負者は、契約書第 32 条及び座間市契約規則第 79 条の規定に基づき、工事完成届を監督員に提出しなければならない。</p>	<p>条番号（修正）</p> <p>条文修正</p> <p>条番号（修正）</p> <p>条番号（修正）</p> <p>修正</p>
---	---	--	--

<p>P15</p>	<p>修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第 31 条第 2 項に規定する期間に含めないものとする。</p> <p>1-1-1-21 既済部分検査等</p> <p>1. 一般事項</p> <p>請負者は、契約書第 37 条第 2 項の部分払の確認の請求を行った場合、または、契約書第 38 条第 1 項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。</p> <p>2. 部分払いの請求</p> <p>請負者は、契約書第 37 条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>7. 中間前払金の請求</p> <p>請負者は、契約書第 34 条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>1-1-1-22 部分使用</p> <p>1. 一般事項</p> <p>発注者は、請負者の同意を得て部分使用できる。</p> <p>2. 監督員による検査</p> <p>請負者は、発注者が契約書第 33 条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、監督員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。なお、中間技術検査による検査（確認）でも良い。</p> <p>1-1-1-23 施工管理</p>	<p>6. 修補の期間</p> <p>修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第 32 条第 2 項に規定する期間に含めないものとする。</p> <p>1-1-1-22 既済部分検査等</p> <p>1. 一般事項</p> <p>請負者は、契約書第 38 条第 2 項の部分払の確認の請求を行った場合、または、契約書第 39 条第 1 項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。</p> <p>2. 部分払いの請求</p> <p>請負者は、契約書第 38 条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>7. 中間前払金の請求</p> <p>請負者は、契約書第 35 条の 2 に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>1-1-1-23 部分使用</p> <p>1. 一般事項</p> <p>発注者は、請負者の同意を得て部分使用できる。</p> <p>2. 監督員による検査</p> <p>請負者は、発注者が契約書第 34 条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、監督員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。なお、中間技術検査による検査（確認）でも良い。</p> <p>1-1-1-24 施工管理</p>	<p>修正 条番号（修正）</p> <p>修正 修正</p> <p>修正</p> <p>修正</p> <p>修正 条番号修正</p> <p>修正</p> <p>修正 条番号修正</p> <p>文字修正</p> <p>年号修正</p>
<p>P16</p>	 <p>図 1-1-2 工事中標示板の標準</p> <p>標示板寸法は省略</p>	 <p>図 1-1-2 工事中標示板の標準図</p>	<p>修正</p> <p>修正</p>

<p>P17</p>	<p>5. 周辺への影響防止 請負者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また影響が生じた</p> <p>6. 労働環境の改善 請負者は、作業員の労働条件、安全、安全衛生その他</p> <p>1-1-1-24 履行報告 1-1-1-25 工事関係者に対する措置請求 1-1-1-26 工事中の安全確保</p>	<p>5. 周辺への影響防止 請負者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じるおそれがある場合、また影響が生じた</p> <p>6. 労働環境の改善 請負者は、工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他の労働条件、安全衛生その他</p> <p>1-1-1-25 履行報告 1-1-1-26 工事関係者に対する措置請求 1-1-1-27 工事中の安全確保</p>	<p>追加</p> <p>追加</p> <p>条番号修正 条番号修正 条番号修正</p>
<p>P18</p>	<p>1. 安全指針等の遵守 請負者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成21年3月31日）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達 平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて請負者を拘束するものではない。</p>	<p>1. 安全指針等の遵守 請負者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和2年3月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達 平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて請負者を拘束するものではない。</p>	<p>修正</p>
<p>P19</p>	<p>13. 安全衛生協議会の設置 監督員が、労働安全衛生法（平成26年6月改正 法律第82号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、請負者を指名した場合には、請負者はこれに従うものとする。</p>	<p>13. 安全衛生協議会の設置 監督員が、労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、請負者を指名した場合には、請負者はこれに従うものとする。</p>	<p>修正</p>
<p>P21</p>	<p>14. 安全優先 請負者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（平成26年6月改正 法律第82号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p>	<p>14. 安全優先 請負者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p>	<p>修正</p>

<p>P22</p>	<p>1-1-1-27 爆発及び火災の防止 1-1-1-28 後片付け 1-1-1-29 事故報告書 1-1-1-30 環境対策 4. 排出ガス対策型建設機械 請負者は、工事の施工にあたり表 1-1-1 に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 年法律第 51 号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成 18 年 3 月 17 日付国土交通省告示第 348 号）」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 18 年 3 月 17 日付国総施第 215 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>請負者は、トンネル坑内作業において表 1-1-2 に示す建設機械を使用する場合には、2011 年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（平成 18 年 3 月 28 日経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号）16 条第 1 項第 2 号もしくは第 20 条第 1 項第 2 号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号）」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 18 年 3 月 17 日付国施第 215 号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p>	<p>1-1-1-28 爆発及び火災の防止 1-1-1-29 後片付け 1-1-1-30 事故報告書 1-1-1-31 環境対策 4. 排出ガス対策型建設機械 請負者は、工事の施工にあたり表 1-1-1 に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 29 年 5 月法律第 41 号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成 24 年 3 月 23 日付国土交通省告示第 318 号）」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成 23 年 7 月 13 日付国総環リ第 1 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>請負者は、トンネル坑内作業において表 1-1-2 に示す建設機械を使用する場合には、2011 年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和元年 6 月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号）16 条第 1 項第 2 号もしくは第 20 条第 1 項第 2 号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号）」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成 23 年 7 月 13 日付国総環リ第 1 号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p>	<p>修正 修正 修正 修正 修正 修正 修正 修正</p>
------------	--	---	---

座間市土木工事共通仕様書（令和3年度7月版） 新旧対照表

P23	表 1-1-1		表 1-1-1		
	機種	備考	機種	備考	
	<p>一般工事用建設機械</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バックホウ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン 	<p>ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。</p> <p>ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</p>	<p>一般工事用建設機械</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バックホウ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン 	<p>ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。</p> <p>ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</p>	
P24	<p>オフロード法の基準適合表示が付されているもの、または特定特殊自動車確認証の交付を受けているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの 				削除

P25	表 1-1-2		表 1-1-2		
	機 種	備 考	機 種	備 考	
	トンネル工事中建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力 30kw 以上 260kw 以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車輛の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	トンネル工事中建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力 30kw 以上 260kw 以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車輛の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	削除
	<ul style="list-style-type: none"> ・オフロード法の 2011 年基準適合表示または 2011 年基準同等適合表示が付されているもの ・トンネル工事中排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの 				
	<p>7. 特定調達品目</p> <p>請負者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 15 年 7 月改正 法律第 119 号。「グリーン購入法」という。）」及び「県土整備局公共工事グリーン調達基準」で定める特定調達品目の使用を積極的に推進するものとする。</p>		<p>7. 特定調達品目</p> <p>請負者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等、「（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号。「グリーン購入法」という。）」第 2 条に規定する環境物品等をいう。）及び「県土整備局公共工事グリーン調達基準」で定める特定調達品目の使用を積極的に推進するものとする。</p>		追加 修正
P26	1-1-1-31 文化財の保護		1-1-1-32 文化財の保護		条番号修正
	1-1-1-32 交通安全管理		1-1-1-33 交通安全管理		
	<p>1. 一般事項</p> <p>請負者は、工事中運搬路として、公衆に供する道路を使用する時は、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。</p> <p>なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第 28 条によって処置するものとする。</p>		<p>1. 一般事項</p> <p>請負者は、工事中運搬路として、公衆に供する道路を使用する時は、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。</p> <p>なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第 29 条によって処置するものとする。</p>		条番号修正

P27	4. 交通安全法令の遵守	4. 交通安全法令の遵守	
P28	請負者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成26年5月改正 内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（建設省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	請負者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成30年12月改正 内閣府・国土交通省令第5号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	修正
P29			修正
P30			
P31	8. 通行許可 請負者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成26年5月28日改正政令第424号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（平成26年4月改正 政令第169号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（平成26年6月改正 法律第69号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	8. 通行許可 請負者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和元年9月改正 政令第109号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和元年6月改正 法律第37号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	修正 修正
P32	1-1-1-33 施設管理 請負者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約書第33条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督員と協議できる。 なお、当該協議事項は、契約書第9条の規定に基づき処理されるものとする。	1-1-1-34 施設管理 請負者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約書第34条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督員と協議できる。 なお、当該協議事項は、契約書第9条の規定に基づき処理されるものとする。	条番号修正
	1-1-1-34 諸法令の遵守 1. 諸法令の遵守 請負者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は請負者の責任において行わなければならない。	1-1-1-35 諸法令の遵守 1. 諸法令の遵守 請負者は、当該工事の計画、契約図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不相当であったり矛盾していることが判明した場合には速やかに監督員と協議しなければならない。	修正
		(2) 建設業法	修正
		(昭和25年法律100号)	修正

<p>P33</p>	<p>(2) 建設業法 (昭和24法律100号) (43) 駐車場法 (平成18年5月改正 法律第46号) (51) 空港法 (平成20年法律第75号) (52) 計量法 (平成4年法律第51号) (53) 厚生年金保険法 (昭和29年法律第115号)</p> <p>1-1-1-35 官公庁等への手続等 1-1-1-36 施工時期及び施工時間の変更 1-1-1-37 工事測量 1-1-1-38 不可抗力による損害</p> <p>2.設計図書で定めた基準 契約書第29条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、以下の各号に掲げるものをいう。</p> <p>3.その他 契約書第29条第2項に規定する「請負者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第26条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等請負者の責によるとされるものをいう。</p> <p>1-1-1-39 特許権等 3.著作権法に規定される著作物 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（平成22年12月3日改正 法律第65号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。</p> <p>1-1-1-40 保険の付保及び事故の補償 1-1-1-41 臨機の措置</p> <p>第2章 土工、第3章 無筋・鉄筋コンクリート</p> <p>「神奈川県土木工事共通仕様書・平成28年4月改正版」を準用し、「神奈川県県土整備局」とあるものを、「座間市」と、「受注者」とあるものを「請負者」と読み替える。</p>	<p>(43) 駐車場法 (昭和32年法律106号) (52) 空港法 (平成20年法律第75号) (53) 計量法 (平成4年法律第51号) (54) 厚生年金保険法 (昭和29年法律第115号)</p> <p>1-1-1-36 官公庁等への手続等 1-1-1-37 施工時期及び施工時間の変更 1-1-1-38 工事測量 1-1-1-39 不可抗力による損害</p> <p>2.設計図書で定めた基準 契約書第30条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、以下の各号に掲げるものをいう。</p> <p>3.その他 契約書第30条第2項に規定する「請負者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第27条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等請負者の責によるとされるものをいう。</p> <p>1-1-1-40 特許権等 3.著作権法に規定される著作物 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（平成30年7月改正 法律第72号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。</p> <p>1-1-1-41 保険の付保及び事故の補償 1-1-1-42 臨機の措置</p> <p>第2章 土工、第3章 無筋・鉄筋コンクリート</p> <p>「神奈川県土木工事共通仕様書・令和3年4月改正版」を準用し、「神奈川県県土整備局」とあるものを、「座間市」と、「受注者」とあるものを「請負者」と読み替える。</p>	<p>修正</p> <p>条番号修正 条番号修正 条番号修正 条番号修正</p> <p>修正</p> <p>修正</p> <p>修正</p> <p>修正</p> <p>修正</p> <p>修正</p> <p>修正</p> <p>修正</p>
------------	--	--	---

P34

る。

第2編 材料編

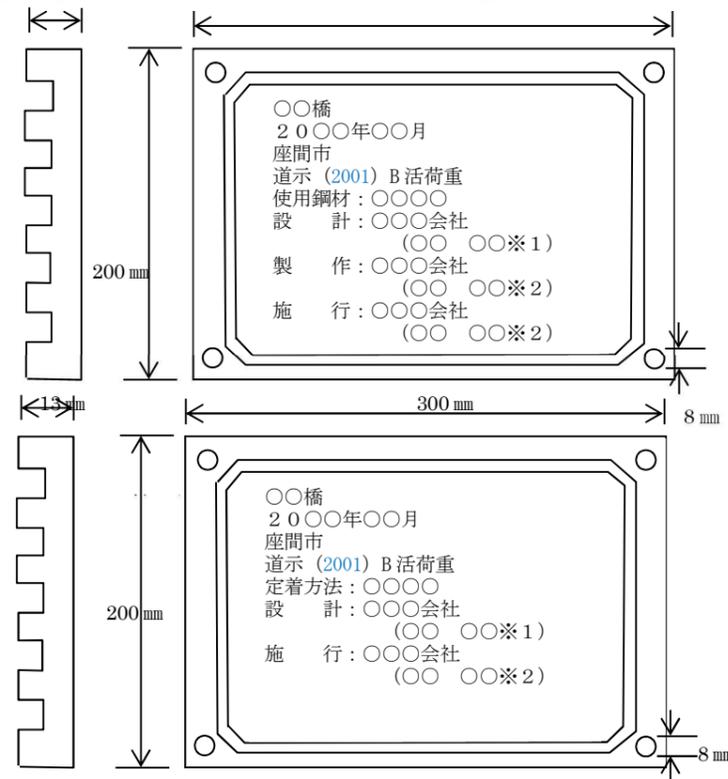
「神奈川県土木工事共通仕様書・平成28年4月改正版」を準用し、「神奈川県県土整備局」とあるものを、「座間市」と、「受注者」とあるものを「請負者」と読み替える。

第3編 土木工事共通編

「神奈川県土木工事共通仕様書・平成28年4月改正版」を準用し、「神奈川県県土整備局」とあるものを、「座間市」と、「受注者」とあるものを「請負者」と読み替えることとし、一部内容については、次のとおりとする。

第2章 一般施行

「神奈川県土木工事共通仕様書・平成28年4月改正版」を準用し、「神奈川県県土整備局」とあるものを、「座間市」と、「受注者」とあるものを「請負者」と読み替えることとし、一部内容については、次のとおりとする。



板厚8mm、字厚5mm、計13mm
※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者等氏名
図3-2-2

P35

第2編 材料編

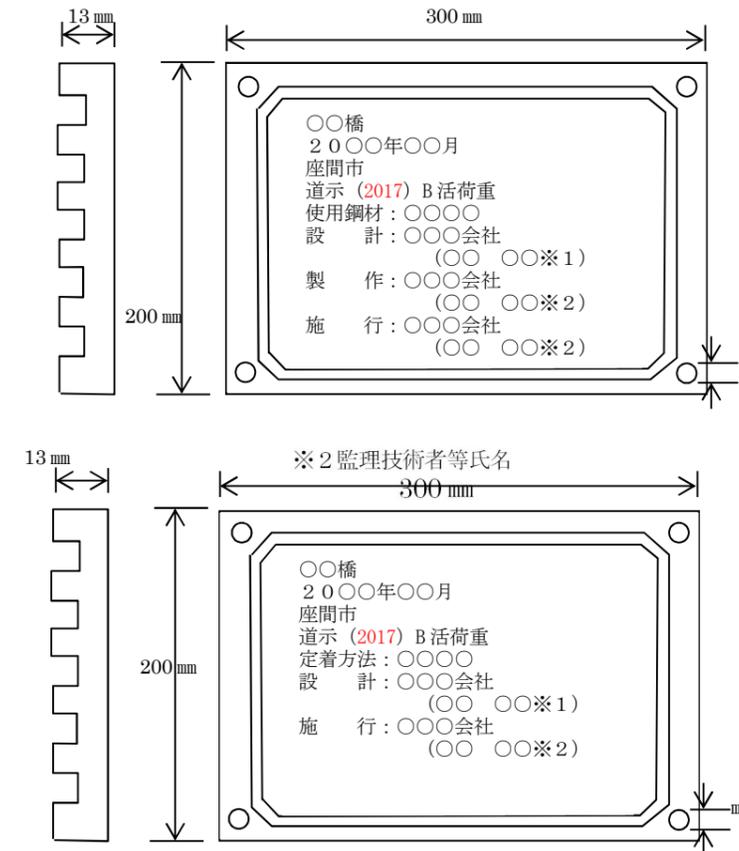
「神奈川県土木工事共通仕様書・令和3年4月改正版」を準用し、「神奈川県県土整備局」とあるものを、「座間市」と、「受注者」とあるものを「請負者」と読み替える。

第3編 土木工事共通編

「神奈川県土木工事共通仕様書・令和3年4月改正版」を準用し、「神奈川県県土整備局」とあるものを、「座間市」と、「受注者」とあるものを「請負者」と読み替えることとし、一部内容については、次のとおりとする。

第2章 一般施行

「神奈川県土木工事共通仕様書・令和3年4月改正版」を準用し、「神奈川県県土整備局」とあるものを、「座間市」と、「受注者」とあるものを「請負者」と読み替えることとし、一部内容については、次のとおりとする。



板厚8mm、字厚5mm、計13mm
※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者等氏名
図3-2-2

修正

修正

修正

修正

修正

<p style="text-align: center;">第4編 河川編から第7編 ダム編</p> <p>「神奈川県土木工事共通仕様書・平成28年4月改正版」を準用し、「神奈川県県土整備局」とあるものを、「座間市」と、「受注者」とあるものを「請負者」と読み替える。</p> <p style="text-align: center;">第8編 道路編</p> <p>「神奈川県土木工事共通仕様書・平成28年4月改正版」を準用し、「神奈川県県土整備局」とあるものを、「座間市」と、「受注者」とあるものを「請負者」と読み替えることとし、一部内容については、次のとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;">第4編 河川編から第7編 ダム編</p> <p>「神奈川県土木工事共通仕様書・令和3年4月改正版」を準用し、「神奈川県県土整備局」とあるものを、「座間市」と、「受注者」とあるものを「請負者」と読み替える。</p> <p style="text-align: center;">第8編 道路編</p> <p>「神奈川県土木工事共通仕様書・令和3年4月改正版」を準用し、「神奈川県県土整備局」とあるものを、「座間市」と、「受注者」とあるものを「請負者」と読み替えることとし、一部内容については、次のとおりとする。</p>	<p>修正</p> <p>修正</p>
---	---	---------------------